

令和5年11月16日

弊社に対する行政処分の公表

三重交通株式会社

弊社松阪営業所及び四日市営業所は、中部運輸局から下記の通り行政処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて改善に取り組んでまいります。

記

1 行政処分を受けた日

令和5年11月16日（木）

2 対象営業所

三重交通株式会社 松阪営業所及び四日市営業所

3 違反内容

運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

4 処分の内容

松阪営業所 事業用自動車の車両使用停止20日（1両×20日間）

四日市営業所 文書警告

5 改善措置

関係法令を遵守し、改善に努めてまいります。

以上